

## 第9回浦安市廃棄物減量等推進審議会議事録

1.開催日時 平成15年8月26日(火) 午前10時~午前12時

2.開催場所 健康センター 第2会議室

3.出席者

(委員)

横山会長、服部副会長、内田委員、小暮委員、相馬委員、神子委員、藤森委員、  
吉村委員、風巻委員、大塚委員、小林委員

(事務局)

村瀬部長、黒岩クリーンセンター長、永井課長、上林課長補佐、岡崎係長、峰崎係長、  
加藤副主査、吉泉副主査、平林副主査

4.議題

(1)第8回審議会の審議内容確認

(2)答申書(案)の作成について

5.議事の概要

第8回審議会

(1)第8回審議会の審議内容確認

「その他紙製容器包装ごみ」について前回までの審議会で決定された事項についての確認。

【決定事項】今までの決定事項を踏まえて、事務局で答申書(案)を作成し、8月の審議会で決定する。答申書(案)の中に今回審議をおこなった「その他紙製容器包装ごみ」についても組み込み8月の審議会において答申書(案)を検討し、それに基づいて9月の審議会で答申書(案)を作成する日程を進め、10月に答申書の提出をする。

(3)第9回審議会の審議内容

【決定事項】

答申書(案)を審議し下記を決定した。

「その他紙製容器包装ごみ」の識別表示について曖昧ととれる点等もあるため、答申書の付記事項として、市から国へ容器包装リサイクル法の問題点の是正要望をするよう加える。

指定袋制の導入時期については、「処理施設が整う平成17年度」とする。

レジ袋が認定対象になることを規制するため、指定袋導入時に業者選定内容を

考え、レジ袋の規格には指定の内容以外の表示はしない。

記名は、不用と決定します。

前段の文章中「経済的インセンティブが働き」を削除する。

対象となる「事業系廃棄物」についてわかり易く記述する。

## 6. 会議経過

事務局より、先に配付している第9回審議会の資料について説明をおこなった。

### ● 事務局（資料の説明）

（1）第8回審議会の審議内容確認。（上記の議事概要内容）

（2）今後、審議する事項

今回、事務局より提出した答申書(案)について審議をする。

### ● 事務局 答申書(案)を事務局より読み上げ提出。

### ● 会長 答申書(案)について各審議委員より順番に意見を頂き、その後に審議します。

### ● 審議委員 表現の方法として、「その他紙製容器包装ごみ」についての導入時期については入れないほうがよい。この答申書(案)でいくと何回かの検討会で導入ができると取れるが、今までの審議内容において、国の政策や容器包装の業者の問題などにより、今後「その他紙製容器包装ごみ」について技術の革新や新しい製品等が出てくる可能性もあり、今、検討するには時期尚早であるとの意見がでている。

「導入時期についての判断材料が充分にない。」ということ踏まえて答申したほうがよい。

### ● 審議委員 第6回の審議会で、指定袋制度の導入時期について平成17年度に実施するとの決定をしたが、答申書(案)の中では「処理設備の整う時期を待ち…」として明記されていない。

### ● 審議委員 この答申書(案)内容でよいと思います。

### ● 審議委員 答申書を提出し、実施していく時に細部の問題は決定していけばよいので、現段階ではこの表現でよい。

### ● 審議委員 全体的にこの答申書(案)の内容で問題はない。導入時期について、平成17年度という内容が不透明に書かれたのは、「その他紙製容器包装ごみ」の問題があったからだと思うが、この「その他紙製容器包装ごみ」については後で発言させていただくが答申書(案)についてはこれでよいと思う。

### ● 審議委員 よくまとまっているので、これで充分だと思う。

### ● 会長 袋の認定方式のところで、「基準に適合する袋を認定し、市場流通を自由とする方式」とあるが、市原市では、スーパーのレジ袋を認定しているようだ。その方法

だとスーパーがごみ袋として認定されたレジ袋を無料でだした場合に「ごみの減量」には繋がらず懸念されるところであります。この答申書(案)の認定方法だとスーパーのレジ袋も申請があれば認定されてしまうのでしょうか。

排出者名について、「不用」とあるが、審議会で決定をした事項であったか確認をしたい。

- 会長 前回、答申書(案)の提出を受けた後に審議をすることにしていた「その他紙製容器包装ごみ」について最初に審議をします。先ほど事業者代表の審議委員からこの件について、資料と意見があるとの事でしたので発言を願います。
- 審議委員 「その他紙製容器包装ごみ」は、前回の審議会で話合われたとおりリサイクルできる識別表示がされている製品であっても、内側加工されたものがほとんどであった。製紙会社などに確認したところ、「そのことについては、気が付いていて製品メーカーに要望をしても是正はされていない。」とのことであった。製紙会社によると製品メーカーとしては、識別表示の内容について検討せず商品としているような回答であった。

内側加工されているため再生利用できない「その他紙製容器包装ごみ」以外に、再生利用として資源化できないものとして、「薬の箱」、「化粧品の箱」というような匂いが付く箱も出来ないので付け加えます。

前回、審議会で今現在「その他紙製容器包装ごみ」は拠点回収であり量が少ないため雑紙と一緒に扱いで再生利用しているところです。指定袋制度を導入した際に量が多量になることが予測されるが、この扱いが出来るものなのかを製紙会社に問い合わせると発言しました。問い合わせをした結果、量が増えても現行どおり雑紙扱いで問題ないとの事。

加えて、製紙会社・製紙原料会社から捺染印刷というシャツなどにプリントする方法があるが、その際に残る紙は再生利用出来ないで必ずはずして下さいとの連絡がありました。行政側にも製紙会社・製紙原料会社から依頼をするとのことでした。

- 会長 「その他紙製容器包装ごみ」の件で事務局から何かありますか。
- 事務局 7月の審議会の後に事務局側も「その他紙製容器包装ごみ」に関していろいろな業者と会い調査をしました。審議委員から指摘があったとおり洗剤の箱等の「匂い」が付くものは、再利用する際に障害になり扱われない事が多い。

また、飲料パック等について内側加工されている容器は、アルミ等の金属が入っているものは紙の原料にはならないことを事務局でも認識をしています。

事務局は、佐倉市を中心に調査をしました。それは、千葉県内では「その他紙製容

器包装ごみ」の一般収集リサイクルをやっている唯一の自治体であるからです。

佐倉市の中間処理業者は、紙専門ではなく、びん・缶・ペットボトル等を全て扱う再資源の選別業者です。そこでは実績として「その他紙製容器包装ごみ」を中間処理し9割近くを紙の再生利用として選別をしています。地域性、業者のルートにより再利用の率は違いがでる印象を持ちました。

また指摘のとおり、内側加工等の容器の材質等により再生利用出来ない容器が多いことも確かです。そのような容器は、最終的には固形燃料という形でサーマルリサイクルされます。また、紙の繊維として粉碎し材料リサイクルされ、古紙再生ボードとなりコンクリートの壁として利用されるなどされます。紙の再生利用についても進んできているといえます。

- 会長 「その他紙製容器包装ごみ」について、答申書（案）には先ほど導入開始時期は、入れないほうがよいとの意見がでました。そのことについて、意見がありますか。
- 審議委員 「その他紙製容器包装ごみ」については、製品製造会社へ内側加工製品等の識別表示を正確にさせないと市民が分別を実施できない。製品製造会社は、内側加工のフィルムをとって排出するなどの処理方法や分別方法を明示して欲しい。
- 会長 審議会として、どのように要望しますか。
- 審議委員 審議会としては、「その他紙製容器包装ごみ」の袋を導入時に内側加工の容器等については、「その他紙製容器包装ごみ」ではなく「燃やせるごみ」として扱い市民へ周知することを答申に組み込めばよい。
- 事務局 自治体の中には、収集時に容器の製品内容で市民に分別して頂くことは不可能なので、収集後に選別業者が紙として再生利用出来ない容器については「燃やせるごみ」として扱っているところもあります。

他の再資源物と違い明確な分別再生利用ルートとは思われない場合もあるが、行政としては分別収集を実施し改善していく余地を残す方法を考えています。ただし、その時期については、審議委員がご指摘のとおり導入時期については慎重に考えています。

- 会長 「その他紙製容器包装ごみ」の指定袋を導入した際には、内側加工等の容器も識別表示がされているものは一緒に集め、処理の際に選別をしていくのですね。
- 事務局 収集した際に、市で粗選別・梱包後に指定法人ルートに流し、そこで再利用（マテリアル・サーマルリサイクル等）に則する細かい選別がされます。そして、一部の適合されない物については可燃物となります。
- 審議委員 内側加工が施された飲料物はどのような処理となりますか。

- 事務局 リサイクルの一環としての固形燃料となります。
- 審議委員 最終的には紙としての再生利用はできないのですね。日本全国同じ方法で行っているのですか。地域によって分別・再生利用の仕方は違うのですか。
- 事務局 佐倉市のように、容器リサイクル法が要請する方法通りに行っている自治体はまだ少ないが、段々増えてきています。

これは、自治体の容器リサイクル法に対する考え方の違いなどもありますが、殆ど  
の場合は多大な費用がかかることで施設が出来なかったり、委託が出来ないなどの理  
由によります。

- 審議委員 費用がかかるというのは、分ける費用ですか。
- 事務局 大まかな数字ですが、例えばプラスチックを分ける時に住民が約 15 万人か  
ら 20 万人位の自治体で約 5,000 万円から 1 億円弱の経費がかかります。排出される  
ごみの量が変わらなくても、分別する行程を入れることでそれだけの費用がかかりま  
す。

しかし、皆さんの選択はごみ減量をし、将来的な環境負荷を軽減することを選んで  
います。

費用としては、燃やす処理が一番費用がかからないことは事実です。「その他紙製  
容器包装ごみ」についても、財政がひっ迫している自治体は、処理・リサイクルの選  
択については限られてくると思います。

- 審議委員 現在、最終的に燃やしている内側加工のされた飲料物の容器からは識別表  
示をはずすべきだと思います。識別表示があることで市民は「その他紙製容器包装ご  
み」として分別排出しても、「燃やせるごみ」として処理されてしまうのであれば識  
別表示としての効力、効果がない。
- 事務局 内側加工のされた飲料物の容器などを「燃やす」という表現をしましたが、  
内側加工等の容器は、紙としての再生利用出来ませんが、最終的には固形燃料という  
形でサーマルリサイクルという方法が取られます。
- 審議委員 この識別表示がついていれば、市民は全て「紙」になると思うのではない  
でしょうか。燃料になる容器が多いのであれば、燃料になるという識別表示を付けれ  
ばよいのではないかと。
- 会長 もう 1 種類の分類の負担が増えてしまうのではないですか。
- 審議委員 最終的には、会議の場を持ち合い日本で統一の識別表示をすればよい。現  
在の識別表示や方法では、内側加工の「その他紙製容器包装ごみ」は増え続けます。

自治体によってリサイクル方法の差があり、燃料にかわる量が少ないことを考える

と識別表示を整理し、それから容器製品に識別表示をしたほうがよい。

この識別表示はどこで許可して表示しているのですか。

- 事務局 平成13年4月から、「その他紙製容器包装ごみ」等の識別表示が義務付けられました。環境省の外郭団体である「容器包装リサイクル協会」が中心になり実施していますが、容器製品のひとつ、ひとつに「その他紙製容器包装ごみ」に適しているかの検査をしているかは把握していません。
- 審議委員 日本には約3千の自治体があり、この問題は浦安市だけのことではありません。国へ識別表示の整理について要望し、働きかけをすることが必要であり、そのために期間が1年から3年位必要になるのではないかと思う。
- 会長 今の意見は、「その他紙製容器包装ごみ」の導入については、時期を待つということですか。それとも導入したうえで識別表示が整理されることを待つという意味ですか。
- 審議委員 今から国へ働きかければ、各自治体からも要望が出てくると思います。審議会として国へ要望するべきだと考えます。
- 会長 答申書の中にそれを入れ、市が要望する方法もあると思いますが、事務局はどのように考えますか。
- 事務局 そのような答申書を提出して頂き、市が県を通じて国へ「容器包装リサイクル法」の問題点の是正を要望することは出来ると思います。
- 会長 審議会として答申書の中に、市から国へ容器包装リサイクル法の問題点の是正を要望して欲しいと入れるということではいかがでしょうか。
- 審議委員 付記事項として加えるということではよいと思います。
- 審議委員 リサイクルするために、分別しやすい識別表示があれば住民は協力をしますということを、市や市町村が集まった団体が環境省に要望して頂きたい。
- 会長 浦安市では、この問題を論議検討を出来ると思いますが、リサイクルに費用をかけられない市町村はこの問題について論議も出来ないところが多いと思います。審議会として、この問題を論議した内容、要望を答申書に付記し、浦安市から国へ要望をすることは大切な事だと思います。
- 会長 スーパー等のレジ袋を認定している自治体もありますが、答申書(案)の認定方式だとそれを認める事になりますか。
- 事務局 考え方としては、スーパーのレジ袋を使わないということで指定袋制の導入がされた経緯があります。具体的な認定基準をどうするかは別の話ですが、スーパーのレジ袋は認定しないという考えではあります。

- 審議委員 認定に見合う袋をスーパーが作って申請してきたらどうするのか。
- 事務局 指定袋制にするということは、ごみ減量、排出抑制のために制約をかける一面があります。それを考えればレジ袋は認定しないという方向ではあります。

しかし、条例や要綱に則したレジ袋が申請された場合に、認定せざる事にならないように工夫をしたいと思います。

- 審議委員 業者指定をかける際にスーパー等を外すのですか。認定申し込みの際に規格にあった袋をスーパーが作成してきた際にはどうするのですか。

最初から業者選定からはずすのではなく、その旨も含め指定袋制導入時の業者選定の内容を考えていただきたい。

- 会長 答申書にそれも付記したほうがよいですか。今、現在のスーパーの袋であれば基準に適合するのではないですか。

- 審議委員 買い物する人が、「ごみ袋」と表示した袋に生鮮食品などを入れて帰るかということもありますが。

- 審議委員 事業者としては、店名の入ったレジ袋でたくさんごみを出される事がステータスと言えないこともないが、店名が入っていなければそれはありません。

- 審議委員 規格のなかでは、指定の内容以外の表示は入れないよう明記すべきだ。

- 会長 認定する袋の規格の中には、指定の内容以外の表示はしないと明記して下さい。

- 事務局 いろいろな、想定がこれから出てくると思いますので考えていきたいと思えます。

- 会長 これから排出者名の記入について審議します。

- 審議委員 当面の間、不用とし何か問題が生じた際に検討すればよい。

- 会長 不適正な排出者が増えた場合に検討が必要になるということですね。

- 審議委員 現在でも、ごみの分別が適正にされていない状況で、指定袋制導入ですぐに適正排出がなされるかは懸念されます。収集をする側としては、導入された際に指定袋以外で排出された場合に置きっぱなしにするわけにもいかない。

- 事務局 記名の問題と指定袋制の徹底についての問題は別と考えます。

当初から完璧に指定袋制が浸透するとは考えていません。着々と分別徹底・指定袋制が浸透していくと考えています。

記名については、一般家庭から出るごみについてはプライバシーの問題や、浦安市は戸別収集にて行っていることから記名させる発想はありませんでした。分別等において不適正な排出があった場合に戸別に指導をする事が出来ると考えています。

事業系のごみについては、事業者名を記入させないと家庭系のごみと紛れて排出さ

れる恐れがあります。事業者名を記入させる方法は効果があると考えます。

- 会長 袋に記名方式を採用しているところはあるのでしょうか。
- 事務局 家庭系のごみについては、近隣市ではありません。
- 会長 戸別収集なので、不適正な排出があった場合に戸別に指導が可能であると事務局からは説明がありました。
- 審議委員 戸建てについては適正排出がされると思うが、集合住宅やステーション方式のところは分別徹底がされない可能性がある。
- 会長 いずれも指定袋を使わない人で排出の悪い人については特定できない。誰が居住しているか近所が把握している場所でないと記名についても余り効力がないかもしれない。
- 審議委員 問題は、プライバシーの保護とごみ出しのルールについてどちらが重要視されるかだと思います。個人的には、記名は不用でよいと思う。
- 会長 記名が不用というのは、当面の間はということによろしいですか。  
記名は不用と決定します。
- 会長 導入時期の処理施設の整う時期に「平成17年度」と記入することについて審議します。
- 審議委員 導入時期については、「処理施設が整う平成17年度」とするべき。
- 会長 そのように決定します。
- 会長 答申書(案)で表現上そぐわないところがありますか。
- 審議委員 3ページの「経済的インセンティブ」については、日本語に訂正したほうがよい。「経済的波及効果」等の使い方にした方がよいのではないかと。
- 審議委員 事務局としては、「経済的波及効果」の意味として「経済的インセンティブ」を使ったのですか。
- 事務局 経済的な動機や、誘い込みとして使用しましたが「インセンティブ」という言葉は使用しないで訂正をいたします。
- 審議委員 「経済的インセンティブが働き」自体を削除したほうが、文章表現的によいと思う。
- 会長 「経済的インセンティブが働き」の部分を削除することで答申書の作成をします。
- 会長 6ページの「事業系一般廃棄物については」と書いてありますが、「事業系(小口排出事業者)一般廃棄物については」と追加しなくてよいのか。
- 事務局 事業系、小口排出事業者の定義について曖昧な部分があり、ここで対象とな



る「事業系廃棄物」についてわかり易く記述し直します。

- 事務局 前段の「環境節約・資源節約」については、「環境制約・資源制約」に訂正します。
- 会長 この前段には、地球環境や日本の国のことは記入されていますが、浦安市の取り組みがはいっていない。ビーンズ計画など浦安市の取り組みを記入したほうがよいのではないかと。
- 事務局 今までの市の取り組みと指定袋制導入への結び付きを追加します。
- 会長 次回、審議会で訂正後の答申書（案）を審議し最終的なとりまとめを予定します。
- 事務局 次回審議会は、9月29日（火）の予定です。

7. 傍聴者 0名